

# 山波小学校生徒指導規程

尾道市立山波小学校

## 第1章 総則

### 【目的】

第1条 この規定は、尾道市立山波小学校（以下「本校」という。）の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

### 【意義】

第2条 生徒指導の意義は、問題行動への対応という消極的な面だけでなく、すべての児童一人一人の心を育て、それぞれの人格のよりよき発達を目指すという積極的な面を持っている。したがって、この規定では次の3点を強調する。

- (1) 自己決定の場を与える。
- (2) 自己存在感を与える。
- (3) 共感的人間関係を育成する。

### 【家庭教育との関わり】

第3条 父母その他の保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。（教育基本法第十条）

## 第2章 学校生活に関すること

### 【通学】

第4条 児童の通学については、本校の規定による。なお、特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

### 【登下校】

第5条 登下校については、教育活動とし、児童の安全を第一に考えるとともに社会の一員としての基盤を培うため、以下に規定する。

- (1) 交通規則及び交通マナーを守る。
- (2) 全学期を通じて登下校の時刻を守る。  
登校：8時20分までに登校する。  
下校：通学路を通り学年下校する。
- (3) 登校後には、忘れ物を取りに帰ったり、保護者に電話したりしない。

### 【欠席・遅刻・早退・保健室の利用】

第6条 欠席・遅刻・早退する場合は、以下に規定する。

- (1) 欠席・遅刻の場合、保護者が8時15分までに理由とともにその旨を連絡する。
- (2) 早退等の場合は、保護者に連絡の上、迎えに来てもらう。
- (3) 連絡なく欠席した場合は、生徒指導主事または養護教諭と連携を取り、家庭連絡する。
- (4) 連絡なく遅刻（週に2回以上）した場合は、生徒指導主事または養護教諭と連携を取り、家庭連絡し、指導への協力をお願いする。
- (5) 保健室の利用は原則1時間とし、静養しても回復しない場合は、保護者に連絡し迎えに来てもらう。

### 【頭髪・化粧・装飾・装飾具等】

第7条 頭髪等については学習するためにふさわしく、華美にならないよう以下の通り規定する。

#### (1) 男女共通

- ① 横の髪が耳に覆い被さる場合は、ピン（黒・紺）で留めて、耳が出るようにする。
- ② 肩に髪の毛がかかる場合は、耳より下で一つまたは二つに、ゴム（黒・紺）で結ぶ。前髪は眉にかからない程度とし、かかる場合はピン（黒・紺）で留める。
- ③ 過度なツブブロックやモヒカン、剃り込みを入れる等は禁止する。
- ④ 過度なハーフアップ、後れ毛などは禁止する。

- ⑤ 染色，脱色，整髪料，パーマ（ストレートパーマを含む）は禁止する。
  - ⑥ マニキュア，ペディキュア，タトゥーシールなどの爪や肌への装飾は禁止する。
  - ⑦ 口紅は禁止する。但し，唇が荒れている場合にはリップクリーム（無色）を持って来てもよい。（その場合は保護者が学校に連絡する）
  - ⑧ 指輪，ピアス，イヤリング，ネックレス，ブレスレット，ミサンガなどの装飾品は禁止する。
- (2) 違反があった場合には，児童本人に指導後，保護者に連絡し，指導を行う。また，違反を繰り返す場合は特別な指導を行う。

## 【服装】

第8条 校外での学習活動及び登下校の際の服装について，以下に規定する。

- (1) 男女共通
- ① 原則として規定服，制帽を着用し，名札を付ける。ポロシャツの下には，肌着を着用する。  
 ※ポロシャツの下に着るものは，無地の白または肌色等透けて見えない色，丸首またはVネックのポロシャツから出ないものとする。  
 夏：襟付きの白の半袖ポロシャツ，紺または黒の半ズボン・プリーツスカート  
 冬：学校指定のモック，白ポロシャツ，紺または黒の半ズボン・プリーツスカート  
 ※ズボン・スカートの下にはスパッツやタイツを着用する。（黒または紺）  
 ※スカートの長さは膝にかかる程度とし，極端に短い，長い場合は保護者に連絡する。
  - ② 靴は白の運動靴，靴下は白色を着用する。  
 靴下の長さは膝より下～足首がかくれる長さとする。  
 （くるぶしの上10～30cm程度）
  - ③ 教室や廊下では，上履きシューズを着用する。
  - ④ 冬季は，登下校時にジャンパー，手袋，ネックウォーマー等を着用してもよい。  
 （ただし，教室入室後は脱ぎ，ランドセルに入れる ※休憩時間に手袋着用は可）  
 また，モックとポロシャツとの間にベスト，セーター（共に無地で目立たない色）を着用してもよい。（ただし，モックを脱いで活動する際には脱ぐこと）
  - ⑤ 体操服は，本校規定の上下と赤白帽子を着用する。冬季は，長袖の体操服がない場合は半袖の体操服の下に長袖シャツ（白無地のみ）を着用してもよい。
- (2) 違反があった場合には，児童本人に指導後，保護者に連絡し，指導を行う。また，違反を繰り返す場合は特別な指導を行う。

## 【所持品】

第9条 学校の環境が整い，誰もが向上心を持って学習，生活することができる場となるよう，所持品について，以下に規定をする。

- (1) 原則として学習道具はランドセルに入れて登校する。ただし，行事等の関係上ふさわしいと思われる場合は，リュックサック，手提げ袋等，適切に使用する。
- (2) 筆記用具：**筆箱は箱形のものを基本**とする。中には，鉛筆5～6本（無地），消しゴム（白または黒の四角いもの。ノック式は不可。），赤鉛筆または赤青鉛筆，ものさし（折りたたみ式は不可。）を入れる。（シャープペン，ボールペン，蛍光ペン，色ペンなどは持って来ない。）3年生以上は算数袋に，のり，はさみ，その他算数で使うもの（コンパス，分度器，三角定規など）を入れ，机の横に下げる。
- (3) 学習に不必要な物は持参しない。（おもちゃ，音楽プレイヤー，ゲーム，カード，キーホルダー，デジカメ，お金，シャープペンシル等）所持していた場合は，担任が預かり（職員室で管理），放課後に返却する。
- (4) 学校に持って来る物には全て記名する。
- (5) 違反があった場合には，児童本人に指導後，保護者に連絡し，指導を行う。また，違反を繰り返す場合は特別な指導を行う。

## 【携帯電話及びスマートフォンなどの通信機器の所持または使用】

第10条 児童の携帯電話及びスマートフォンなどの通信機器の所持，使用について以下に規定する。

- (1) 原則として学校への持ち込みを禁止する。ただし，特別な事情がある場合は，保護者が学校に届け出る。許可された場合は登校後，職員室で管理し，放課後に返却する。
- (2) 学校外（家庭等）での使用については，保護者の責任の下，フィルタリング機能等を設定し，有害サイトへのアクセス制限をかける。

- (3) 携帯電話及びスマートフォンなどの通信機器を用いて、誹謗中傷をすることはもとより、午後9時以降に児童間での通信を禁止する。
- (4) 違反があった場合には、児童本人に指導後、保護者に連絡し、指導を行う。また、違反を繰り返す場合は特別な指導を行うとともに、保護者に使用及び所持の制限をしてもらう。

#### 【生徒指導の基本的な対応】

第11条 児童が問題行動等を起こした時にする基本的な対応について、以下に規定する。

- ①担任を中心に複数で事実確認（5W1H）をする。（小会議室等）
- ②本人が納得し、反省することができるように個別指導をする。
- ③保護者へ事実の報告と指導方針を伝える。
- ④学校、家庭での指導方法と改善の計画を立てる。
- ⑤生徒指導主事及びSSW（いる場合）を中心に児童への指導及びケアを行う。
- ⑥定期的に保護者に事後経過の確認、報告を行う。

#### 【特別な指導】

第12条 次の問題行動を起こした児童に対して、保護者と連携の上、特別な指導を行う。

##### (1) 法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き
- ②暴力・威圧・強要行為
- ③建造物・器物破損
- ④飲酒・喫煙
- ⑤交通違反
- ⑥刃物等所持
- ⑦その他法令・法規に違反する行為

##### (2) 本校のきまり等に違反する行為

- ①喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- ②いじめ（通信機器を使用した嫌がらせ等を含む）
- ③授業妨害・無断欠課（エスケープ）
- ④指導に従わないなど、指導無視及び暴言等
- ⑤児童及び教師に対する暴力
- ⑥金銭トラブル（物の貸し借り等）
- ⑦火気に関わるいたずら
- ⑧カンニング等のテスト中の不正行為
- ⑨その他、教育上指導を必要とすると判断した行為

##### (3) 特別指導の手順

- ①生徒指導主事、担任を中心に複数で事実確認（5W1H）をする。（小会議室等）
- ②保護者へ事実の報告と指導方針を伝える。
- ③必要であれば関係機関（警察等）に連絡する。
- ④学校、家庭での指導方法と改善の計画を立てる。
- ⑤計画に応じて改善が見られるまで別室指導（小会議室等）を行う。
- ⑥管理職、生徒指導主事、養護教諭を中心に児童への指導及びケアを行う。  
定期的に保護者に事後経過の確認、報告を行う。

##### (4) 指導期間

別室指導の期間は、問題行動の状況や本人の反省の状況を踏まえ、管理職、生徒指導主事、担任、（必要に応じて関係機関）と協議の上決定する。決定した指導期間を本人及び保護者に伝える。

(5) 別室指導プログラム (例)

	1 日目		2 日目	
	指導項目	内容	指導項目	内容
1 コマ	奉仕活動	清掃活動などの身の回りの整理を行い反省の準備をする。	奉仕活動	清掃活動などの身の回りの整理を行い反省の準備をする。
2 コマ	面談	生徒指導主事及びSSW による教育相談と個別反省指導を行う。	人間関係トレーニング	ソーシャルスキルトレーニングを実施し、対人関係を円滑にするための技術や能力を身に付けさせる。
3 コマ	その他 (ストレス マネジメント)	ストレスを正しく理解し上手にストレスを対処する方法を学ばせる。	教科の 課題	得意なところをさらに伸ばしていくなど、学習への意欲を高める。
4 コマ	教科の 課題	教科学習で行き詰まっているところに気付かせる。基礎・基本の徹底を図る。	そ の 他 (授業反省)	学級に戻し、当該児童の授業態度を観察する。授業態度をチェックし反省状況を把握する。
5 コマ	人間関係 トレーニング	ソーシャルスキルトレーニングを実施し、対人関係を円滑にするための技術や能力を身に付けさせる。	面談	再発防止のための具体的な約束と今後への展望を持たせる。
6 コマ	教科の 課題	教科学習で行き詰まっているところに気付かせる。基礎・基本の徹底を図る。反省文を書かせ、一日の生活をまとめる。	テーマ ごとの 反省文	特別な指導期間で学んだことや現在の気持ち(謝罪を含む)を綴らせる。(自己変革の検証)